

設 計 業 務 委 託 仕 様 書

京都市中京消防署西大路消防出張所建替工事設計業務委託
ただし、建築及び設備工事基本設計・実施設計業務委託

令和 7 年 5 月

京都市都市計画局公共建築部公共建築建設課

第1章 業務概要等

1 業務名称

京都市中京消防署西大路消防出張所建替工事設計業務委託
ただし、建築及び設備工事基本設計・実施設計業務委託

2 履行期間

契約の日の翌日から令和8年4月30日まで

3 本業務の範囲

本業務は以下の工事に係る設計を行う。

- (1) 現西大路消防出張所の解体工事に係る実施設計
- (2) 新たに建築する新西大路消防出張所の新築工事に係る基本設計及び実施設計

4 本業務の対象となる計画施設概要

- (1) 施設名称 京都市中京消防署西大路消防出張所
- (2) 所在地 京都市中京区西ノ京東中合町45番地（別紙1「付近見取図」参照）
- (3) 施設用途 消防出張所

5 設計と条件

(1) 敷地条件

ア 敷地面積 264 m²

イ 都市計画制限等

- (ア) 用途地域 商業地域
- (イ) 建ぺい率 80%
- (ウ) 容積率 400%
- (エ) 高度地区 20m 第4種高度地区
- (オ) 防火地域 準防火地域
- (カ) その他 沿道型美観形成地区（幹線地区）
遠景デザイン保全区域
屋外広告物 沿屋道型第4種地域

(2) 業務主旨及び設計概要

本業務は、老朽化している現西大路消防出張所を建替え、現在の消防隊に加え、救急隊を配置できる機能を整備するとともに、今後の消防及び救急需要の変化等、時勢に応じた消防体制を確保できる消防出張所とするために実施する既存西大路消防出張所庁舎の解体及び新西大路消防出張所の新築に係る設計業務であり、具体的な業務概要は以下による。

ア 現西大路消防出張所の解体工事に係る実施設計業務

現西大路消防出張所の解体工事に係る実施設計図書及び数量書の作成等を行う。

なお、解体建物等の概要は以下のとおり。

(7) 解体対象建築物の構造・規模

- ・ 消防出張所
R C造2階建て 延べ面積：212.24 m² 建築面積：146.24 m²
- ・ 自転車・バイク置場
S造平家建て 延べ面積：9.0 m²
- ・ 倉庫・器具庫
C B造平家建て 延べ面積：6.24 m²

(8) その他の解体対象

建物廻りのコンクリート舗装、花壇、鉄製扉、掲示板、門柱ほか

(㉞) 電気設備の概要

上記(㉞)、(㉟)に関する電気設備一式

(㉟) 機械設備の概要

上記(㉞)、(㉟)に関する機械設備一式

(㊱) その他条件

- ・ 現地調査を行い、現況と既存図面とを照合のうえ、現況が図面と異なる部分や、解体設計として必要なものについては新たに図面を作成すること。
- ・ 解体後の敷地における舗装及び囲障、上屋等については、監督員の指示に基づき設計を行うこと。
- ・ アスベスト、P C B、ダイオキシン等有害物質含有建材使用の有無について、既存建物図面及び現地調査等により確認すること。さらに、解体予定建物の有害物質含有建材の使用可能性を判定のうえ、関係法令及び基準を遵守し、設計に反映させること。
- ・ 電気設備、機械設備について現況調査を実施したうえで、「撤去機器、配管、配線、ダクト、アスベスト・P C B等有害物質含有建材、外構設備の仕様・配置」、「給排水、ガス等の外部接続部の処理」等を記載した撤去図を作成、撤去数量積算を行い、内訳書を作成すること。詳細については、「既存建物解体撤去に伴う電気設備解体撤去工事基本方針」（別紙2）、「既存建物解体撤去に伴う機械設備解体撤去工事設計方針」（別紙3）によること。

イ 新西大路消防出張所の新築工事に係る基本設計及び実施設計業務

現西大路消防出張所の解体後に新たに建築する西大路消防出張所の新築工事に係る基本設計図書及び概算工事費作成並びに実施設計図書及び数量書の作成等を行う。

なお、新たに建築する西大路消防出張所の想定規模等は以下のとおり。

※ 構造・階数や面積等の建物規模については、基本設計において検討のうえ決定する。

なお、検討のための資料作成等は本業務に含む。

(㉞) 構造・階数 R C 造 3 階建て又は 4 階建て

(㉟) 建築面積 約 150 m²

(㊱) 延べ面積 約 400 m²

(㊲) 耐震安全性の分類

構造体 I 類

建築非構造部材 A 類

建築設備 甲種

(㊳) 必要諸室等

想定階	室名	概要
1 階	車庫	・ 想定収納車両 ①小型水槽車(W1.88m D5.63m H2.68m) ②高規格救急車(W1.90m D5.64m H2.47m) ③化学車 (W2.31m D7.20m H2.97m) ・ 車両出入口：オーバースライダー（手動）H=4m以上 ・ 各扉は極力、引き戸を採用する。 ・ 想定備品：壁面収納（換気扇付）、防火衣・更衣ロッカー（約 20 数名分）、壁面収納内油脂類（少量危険物未満）
1 階	倉庫	・ 車庫及び共用部からの動線を確保すること。

	(多目的室)	・ 想定保管品：油脂類（少量危険物未満）、消防備品
1 階	救急消毒室	・ 車庫からの動線を確保すること。 ・ 想定備品：救急備品 ・ 想定設備：手洗い、流し台、洗濯パン、シャワースペース
1 階	多機能便所	・ 車いす対応
2 階	事務室	・ 執務人数：8 名（消防隊 5 名、救急隊 3 名） （想定規模 50～60 m²程度） ・ 想定備品：事務机、壁面収納、消防通信機器等
2 階	宿直室	・ 事務室に隣接した配置（1 名分） ・ 想定備品：ベッド
2 階	給湯スペース	・ 想定設備：ミニキッチン（事務室内に設置するのも可）
2 階	消防待機室 （男性）	・ 個室 5 人分（パーティションによる個室を想定） ・ 想定備品：ベッド、三連ロッカー（待機室内共用部に設置）
2 階	救急待機室 （男性）	・ 個室 3 人分（パーティションによる個室を想定） ・ 想定備品：ベッド、三連ロッカー（待機室内共用部に設置）
2 階	男子便所	・ 手洗い器と便器は間仕切により区分すること
2 階	女子便所	・ 個室で便座 1、手洗い器は男性と共有
3 階	食堂	・ 最大利用人数：8 名 ・ 想定備品：机椅子、食器棚、冷蔵庫 ・ 想定設備：キッチン（L=2400 程度）
3 階	更衣室 （男性）	・ 想定使用人数：約 20 数名 ・ 想定備品：ロッカー（更衣室が整備できない場合は待機室に設置する）
3 階	待機室兼更衣室(女性)	・ 個室 2 人分（パーティションによる分割を想定） ・ 想定備品：ベッド、三連ロッカー 4 名分（待機室内共用部に設置） ・ 想定設備：浴室（U B 1616 程度）、脱衣・洗面所（洗面化粧台、洗濯パン）
3 階	洗面・脱衣室（男性）	・ 想定備品：小型ロッカー※20 数名分 ・ 想定設備：洗面化粧台、洗濯パン ※ 小型ロッカーとは、入浴・洗面用具入れ（1 個当たり 300 mm各程度）を想定
3 階	浴室(男性)	・ 想定設備：U B 1616
3 階	男子便所	・ 手洗い器と便器は間仕切により区分すること
3 階 又は 4 階	トレーニング グループ （倉庫）	・ 想定備品：トレーニング器具（壁吊）、壁面鏡（現在使用中のものを移設） ・ トレーニングルームは倉庫としての利用も想定すること

※ 上記のほか機械設備を設置する場所を適宜、検討すること。

(d) 電気設備の概要

a 電灯設備

- ・ 各階に電灯盤を設け、各負荷に電源を供給すること。なお、分電盤主幹には SPD を設置すること。
- ・ 照明器具は全て LED とすること。

- ・ 照明の点滅は諸室ごとに手元スイッチを設ける。
- ・ 便所、職員用廊下は、人感センサーにより点滅すること。
- ・ 宿直室及び待機室には、足元灯を設置すること。
- ・ 非常用照明、誘導灯は、原則ＬＥＤとし、関係法令に基づき設置すること。
- ・ 屋内各所、指令システム壁付モニタの設置場所周辺及び屋外に適宜コンセントを設置すること。
- ・ 車庫出入口に赤灯を設置すること。
- b 動力設備
 - ・ 空調機、車庫内の排気ファン等の動力機器に電源を供給すること。
- c 分電盤
 - ・ 指令システム用の非常電源接続分電盤を設置すること。
- d 発電設備
 - ・ キュービクル式自家用発電設備（72 時間以上の連続運転が可能な超低騒音型機器、燃料は軽油）を設置すること。また、騒音及び振動については「京都府環境を守り育てる条例」にある基準を満たすこと（※）。敷地条件を考慮し、騒音や振動、給油方法等に配慮した設置位置とすること。
 ※ 本施設は、「京都府環境を守り育てる条例」の「特定施設」ではない。
 - ・ キュービクル式自家用発電設備は、電力会社からの受電が遮断された場合に自動的に起動すること。
- e 構内情報通信網設備
 - ・ 必要箇所にＬＡＮの受口を設置すること。
 なお、イントラネットのハブは別途とし、配管、配線、収納箱を設置すること。
 - ・ 指令システム用機器設置場所までの配管を設置すること。
 - ・ 将来対応として無線ＬＡＮアクセスポイント用の配管を設置すること。
- f 構内交換設備
 - ・ 事務室に電話交換機を設置し、必要箇所に電話受口及び電話機を設置すること。
- g 情報表示設備
 - ・ 周辺道路への火災発生状況等の情報発信を行うためのＬＥＤ標識装置を設置すること。
- h 拡声設備
 - ・ 事務室にアンプ（ＵＰＳ付）を設置し、各居室毎にスピーカーを設置すること。
- i 誘導支援設備
 - ・ 屋外と屋内（事務室）間で通話を行うためのテレビインターホンを設置すること。
 - ・ 多機能便所にトイレ呼出ボタンを設置し、事務所等に呼出表示を設置すること。
- j テレビ共同受信設備
 - ・ 屋外にアンテナを設置し、必要箇所にテレビ受口を設置すること。
- k 監視カメラ設備
 - ・ エントランス、車庫に監視カメラを設置すること。
- l 車庫管制設備
 - ・ 道路境界付近に出庫注意灯を設置し、車庫内の出庫注意灯用押ボタンにより車庫管制が行えること。
- m 防犯・入退室管理設備
 - ・ 車庫にセンサーを設置し、車庫内に侵入者がいる場合、事務室内の職員に音で知

らせる装置を設置すること。

n 火災報知設備

- ・ 法令及び京都市火災予防条例、同運用基準に基づき設置すること。

o 構内配電線路

- ・ 電力会社より、低圧電灯・動力引込とすること。

p 構内通信線路

- ・ 引込柱から屋内端子盤まで空配管を設置すること。

q 消防機器設備

- ・ 指令システム等を含む無線管制機器を別途設置する予定である。このため、利便性及び拡張性を配慮し、空配管等を設置すること。

r その他

- ・ 屋内設備は、意匠及び拡張性に配慮して設置すること。

(4) 機械設備

a 空気調和設備

- ・ 空調設備は、事務室、食堂、宿直室、待機室、トレーニングルームに設置すること。
- ・ 各室の用途や使用勝手を考慮した機器を選定すること。
- ・ 室外機については、敷地条件を考慮し、騒音や振動に配慮した能力及び設置位置とすること。
- ・ 事務室の空調設備は、停電時にも自家用発電設備で運転可能とし、他室と空調系統を分けること。

b 換気設備

- ・ 空調設備を設置する室は全熱交換機による第1種換気方式とし、省エネルギーに配慮する。
- ・ 食堂、便所、浴室、倉庫は第3種換気方式とすること。
- ・ 車庫内の換気は排気ガスが効率よく排気できる設備を設ける。
- ・ 換気設備においても周辺への騒音等に十分配慮を行う。

c 衛生器具設備

- ・ 衛生器具の主な仕様は以下のとおりとすること。(配置等はJIS規格による。)

多機能便所	腰掛大便器、ロータンク式、タッチスイッチ、ウォシュレット、紙巻器、オストメイト
洋風大便器	腰掛大便器、ロータンク式、普通便座、紙巻器
小便器	自動洗浄小便器、壁掛低リップ型
洗面器	自動水栓
手洗器	壁掛型、自動水栓

- ・ 浴室(UB)、食堂等に必要な衛生器具については、使い勝手に十分配慮した器具を選定すること。

d 給水設備

- ・ 給水は、既設の直結式給水(25A)を利用すること。
- ・ 給水引込み口径は、給水負荷計算を行ったうえで、所轄の水道局営業所に事前協議を行うこと。
- ・ 車庫入口及び建物周辺に散水栓を設置すること。(原則、水栓柱を立てたうえで

水栓を設置すること。)

- ・ 洗面・脱衣室、救急消毒室に洗濯機用水栓を設置すること。

e 排水設備

- ・ 排水は既存の取付管（150 A）を利用すること。
- ・ 汚水及び雑排水は屋内分流・屋外合流を原則とすること。

f 給湯設備

- ・ 食堂の流し台に瞬間ガス湯沸かし器を設置すること。
- ・ 浴室用に給湯器を設置すること。
- ・ 給湯器については、太陽熱利用を検討すること。

g ガス設備

- ・ 食堂に 2 口ガスコンロを設けること。
- ・ 食堂にガス漏れ警報器を設けること。

h 消火設備

- ・ 消火設備は消防法等の関係法令の定めるところに設置すること。

㌦ 屋外付帯施設、外構

- ・ 駐輪場（自転車 8 台程度が駐輪できる規模を確保する。上屋付きとする。）
※ 駐輪場は、バイク通勤者のバイク駐輪も想定すること。
- ・ 外構の一部に水栓を整備するほか、敷地東側に排水スリットを整備する等により、消防及び救急車両の洗車を想定した計画とすること。

㌦ その他

- ・ 「京都市公共建築物脱炭素仕様」（令和 6 年 3 月）に基づき、再生可能エネルギー利用設備を最大限導入するほか、断熱性の向上、木質化等を実施することで、Z E B R e a d y 性能を満足するほか、C A S B E E 京都 S ランク又は A ランクを取得すること。
- ・ 太陽光発電設備や太陽熱利用設備といった再生可能エネルギー利用設備の導入に当たっては、その効果やコストを比較検討すること。
- ・ 各設備の選定において、省エネルギー性能やコストを比較検討すること。
- ・ 「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の工事に関する法律等の一部を改正する法律」が令和 7 年 4 月に施行されたことから、計画通知及び省エネ適合性判定の手続きにおいてはこれを遵守すること。
- ・ 屋根形状は、京都市市街地景観整備条例等の景観規制を遵守しつつ、屋上に設備設置スペースを設けること。
- ・ 屋上又はバルコニーに消防用ホース干場を設けること。
- ・ 監督員の指示により、許認可を所管する関係庁等が要求する説明資料のほか、施設別の面積表、色分け平面図などの施設管理に必要な図書等を作成すること。
- ・ その他の設計と条件については、本業務において指示する。

6 留意点

- (1) 建築基準法第 18 条に基づく計画の通知を行うに当たり、必要となる建築基準関係規定及び条例等の関連法令を確認のうえ、漏れなく関係課との協議、調査、資料作成及び申請等の手続きを行うこと。
- (2) 基本設計における概算書の作成に当たっては、現在の経済情勢等を踏まえ、刊行物の活用や見積書を徴取するなど、実施設計における工事費との乖離が小さくなるように検討すること。

- (3) 全体の工事工程を把握するための概略工程表及び仮設計画を作成すること。
- (4) 貸与する既存建築図面は参考と考え、現地調査を十分に行ったうえで、その内容を成果物に反映すること。
- (5) 本設計においては、敷地の規模、周辺状況等を考慮し、仮設計画や工事手順、工期短縮等について検討し提案すること。
- (6) 本事業の事業スケジュール（想定）は別紙４の通りである。本設計においては、この事業スケジュールを踏まえたものとする。
- (7) 本委託業務の期間中に、別途地質調査を実施する予定である。調査の内容（位置、深さ、物理試験等）について、速報結果に基づき必要な助言を行うこと。
- (8) 南北の建物の日照等を配慮した計画とすること。

第２章 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容及び範囲は次による。

１ 一般業務

一般業務の内容は、令和６年国土交通省告示第８号（以下「告示」という。）別添一第１項に掲げるものとし、範囲は本仕様書の別表１－１及び別表１－２のとおりとする。

なお、別表３－１及び別表３－２に業務内容の補足を記載している。

２ 追加業務

追加業務の内容及び範囲は、別表２のとおりとする。

なお、別表３－１及び別表３－２に業務内容の補足を記載している。

第３章 業務の実施

１ 業務の着手

受注者は、契約締結後１４日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が設計業務の実施のため、発注者の監督員との打合せを開始することをいう。

２ 業務条件

- (1) 受注者は、設計業務の実施に当たっては、本書第１章及び第２章の内容、適用基準図書及び別添の資料に基づき業務を行うほか、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、業務を実施するに当たり、本仕様書及び監督員の指示を基に設計方針の策定（告示別添一第１項第一号イに掲げる基本設計方針の策定及び第二号イに掲げる実施設計方針の策定をいう。）を行い、業務当初及び変更の都度、監督員の承諾を得なければならない。
- (3) 受注者は月間業務報告書と月間業務予定表を毎月５日までに提出するものとする。
- (4) 受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
- (5) 建築基準法及び建築士法に規定する設計者は、受注者とする（計画通知申請図書及び実施設計図書に建築士法第２０条の規定に基づく表示を行うこと。）。)
- (6) 建築基準法第１８条に基づく計画の通知先は京都市とする。ただし、合理的な理由があり、監督員が承諾した場合は変更することができる。
- (7) 計画通知図書の審査及び建築物等の完了検査の結果、建築基準関係規定に適合していないと認められたときは、受注者の負担により責任をもって適法な図書に補正する。ただし、計画の変更に係る措置（設計段階では、予測不可能な施工上の条件等の変更及び施工者による施工不良等による計画の変更等を除く。）については、発注者と受注者との協議によるものとする。

- (8) 受注者は、下表にある成果物について各期限までに提出し、監督員の確認を受けること。
 なお、各期限を変更する場合は、監督員との協議によるものとするほか、監督員が別途指示する場合は、当該指示する期限までとする。

成果物の種類		期限
現西大路消防出張所の解体工事	実施設計図面	令和7年9月15日
	内訳書、数量計算書及び参考見積書等	令和7年10月10日
新西大路消防出張所の新築工事	基本設計書	令和7年11月30日
	実施設計図面	令和8年3月31日
	内訳書、数量計算書及び参考見積書等	令和8年4月30日

- (9) 受注者は、業務委託契約書（以下「契約書」という。）の規定に基づき、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

3 適用基準等

- (1) 受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は、別表4による。
- (2) 受注者は、適用基準等によりがたい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合又は適用基準等を変更する場合は、あらかじめ監督員と協議し、承諾を得なければならない。
- (3) 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

4 提出書類等

受注者は、業務の各段階において、次の書面を速やかに提出しなければならない。

(1) 契約締結後

- ア 業務工程表 1部
- イ 管理技術者等通知書（管理技術者及び設計担当技術者の経歴書並びに資格を有することの証明書の写し（原本は提示）を含む。） 1部
- ウ 再委託承諾申請書（協力事務所がある場合、その事務所概要と担当技術者名簿） ○部
- エ その他監督員が指示するもの 1部

(2) 前払時

- ア 前払に係る委託料支払請求書 1部
- イ 保証証書 1部
- ウ 振込依頼書（必要時） 1部

(3) 完了時

- ア 完了通知書 1部
- イ 成果物納入届 1部
- ウ 請求書 1部
- エ 振込依頼書（必要時） 1部

5 委託料の支払条件

- (1) 前金払
委託料の30%以内とする。
- (2) 部分払
部分払は行わない。
- (3) 完了払
完了後に支払う。

6 再委託

受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（単純な電算処理に限る）、速記録の作成、トレース、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成作業、測量機器等の賃借、模型製作、透視図作成、郵送や宅配等の簡易な業務の再委託に当たっては、契約書第 10 条第 2 項に規定する発注者の承諾を必要としない。

7 特許権等の使用

受注者は、特許権等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

8 監督員の権限

契約書第 13 条第 2 項に規定する監督員の権限は、同項各号に掲げるとおりとする。

9 管理技術者

- (1) 受注者は、業務を遂行するに当たって、実務経験が豊富であり、誠実かつ責任感のある管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて監督員に提出し、承諾を得るものとする。
- (2) 管理技術者は、本業務に係る設計趣旨及び内容を総括的に反映できる者とし、一級建築士資格取得後 5 年以上の建築設計の実務経験を有する者でなければならない。
- (3) 管理技術者は、設計担当技術者を兼ねることができない。
- (4) 業務履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不適当と監督員がみなした場合は、受注者は速やかに適正な措置を講じるものとする。

10 設計担当技術者

- (1) 受注者は、次に掲げる設計担当技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて監督員に提出するものとする。

ア 建築設計担当技術者（次の ⑦～⑫のいずれかに該当する者）

- ⑦ 一級建築士資格取得後 2 年以上の建築設計実務経験を有する者
- ⑧ 二級建築士資格取得後 7 年以上の建築設計実務経験を有する者
- ⑨ 大学（建築に関する専門課程）卒業後 9 年以上の建築設計実務経験を有する者
- ⑫ 上記 ⑦～⑨のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

注）実務経験の年数は、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。一般事務等とは、建築設計との関連が少なく建築設計に関する知識及び技能の必要性が少ない業務（単なる写図、設計補助等）、建築設計に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等をいう。

イ 電気設計担当技術者（次の ⑦～⑫のいずれかに該当する者）

- ⑦ 設備設計一級建築士で電気設備設計の実務経験を有する者
- ⑧ 建築設備士で電気設備設計の実務経験を有する者
- ⑨ 一級建築士資格取得後 3 年以上の電気設備設計の実務経験を有する者
- ⑫ 一級電気工事施工管理技士資格取得後 3 年以上の電気設備設計の実務経験を有する者
- ⑪ 大学（電気に関する専門課程）卒業後 5 年以上の電気設備設計の実務経験を有する者
- ⑩ 高等学校（電気に関する専門課程）卒業後 8 年以上の電気設備設計の実務経験を有する者
- ⑫ 10 年以上の電気設備設計の実務経験を有する者

注）上記 ⑨～⑫に記す実務経験年数の 2 分の 1 を上限として、「電気設備設計の実務経験」を「電気設備工事施工の実務経験」に読み替えることができる。

注）「電気に関する」とは、「電気」「建築」など建築設備（電気設備）と関連のある名を冠する学科をいう。

注）実務経験の年数は、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。一般事務等とは、建築設備との関連が少なく建築設備に関する知識及び技能の必要性が少ない業務（単なる写図、設計補助等）、建築

設備に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等をいう。

ウ 機械設計担当技術者（次の⑦～⑪のいずれかに該当する者）

- ⑦ 設備設計一級建築士で機械設備設計の実務経験を有する者
- ⑧ 建築設備士で機械設備設計の実務経験を有する者
- ⑨ 一級建築士資格取得後３年以上の機械設備設計の実務経験を有する者
- ⑩ 一級管工事施工管理技士資格取得後３年以上の機械設備設計の実務経験を有する者
- ⑪ (公社)空気調和・衛生工学会の設備士資格取得後３年以上の機械設備設計の実務経験を有する者
- ⑫ 大学（機械に関する専門課程）卒業後５年以上の機械設備設計の実務経験を有する者
- ⑬ 高等学校（機械に関する専門課程）卒業後８年以上の機械設備設計の実務経験を有する者
- ⑭ １０年以上の機械設備設計の実務経験を有する者

注) 上記⑨～⑭に記す実務経験年数の２分の１を上限として、「機械設備設計の実務経験」を「機械設備工事施工の実務経験」に読み替えることができる。

注) 「機械に関する専門課程」とは、「機械」「建築」など建築設備（機械設備）と関連のある名を冠する学科をいう。

注) 実務経験の年数は、一般事務等に従事した期間以外の在職期間とする。一般事務等とは、建築設備との関連が少なく建築設備に関する知識及び技能の必要性が少ない業務（単なる写真、設計補助等）、建築設備に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等をいう。

エ その他の技術者

設計する建物が建築士法の規定により構造設計１級建築士又は設備設計１級建築士に構造関係規定又は設備関係規定に適合するかどうかの確認を求めることが義務付けられている場合、当該資格を有する者に当該規定に適合しているかどうかを確認するものとする。

積算業務に従事する者は、社団法人日本建築積算協会が付与する建築積算資格者とする。

- (2) 業務履行期間中において、設計担当技術者が業務を担当するに当たり、著しく不適当であると監督員がみなした場合は、受注者は速やかに適正な措置を講じるものとする。
- (3) 受注者は、本市が特別の理由があると認めた場合を除き、プロポーザル時に提出した技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行しなければならない。

11 貸与品等

- (1) 契約書第２０条第１項に規定する貸与品等は、次のとおりとする。

ア 貸与品

品名	数量	引渡場所	引渡時期	返却時期
解体建物設計図	1	公共建築建設課	設計着手時	設計完了時
アスベスト調査結果報告書	1			
地質調査報告書（委託期間内に実施予定）	1		地質調査終了後	

イ 支給品

品名	数量	引渡場所	引渡時期
設計業務委託要領（PDFデータ）	1	公共建築建設課	設計着手時
標準単価表（金抜き）事務所貸出用（RIBC2データ）	1		
特記仕様書（CADデータ）	1		
工事区分表（CADデータ）	1		

既存建物解体撤去に伴う電気設備解体撤去 工事基本方針	1		
既存建物解体撤去に伴う機械設備解体撤去 工事設計方針	1		

(2) 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに監督員に返却しなければならない。

(3) 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。万一、損傷した場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

12 関係官公庁等への手続等

(1) 受注者は、本業務の実施に当たって本市が行う関係官公庁等への手続の際に協力しなければならない。

(2) 受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を監督員に報告しなければならない。

(3) 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を監督員に報告し、必要な協議を行うものとする。

13 打合せ及び記録

(1) 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者及び設計担当技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

(2) 設計業務着手時及び本仕様書に定める時期において、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

14 条件変更等

受注者は、契約書第 22 条第 1 項各号の一に該当する事実を発見したときは、同項の規定により、速やかに監督員にその旨を通知し、その確認を請求しなければならない。

15 業務の中止

発注者は、受注者が契約書及び本仕様書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、必要と認めた場合は、契約書第 24 条第 2 項の規定に基づき、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

16 履行期間の変更

受注者は、契約書第 27 条の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表及びその他必要な資料を監督員に提出しなければならない。

17 修補

受注者は、契約書の規定による検査（以下「検査」という。）に合格しなかった場合は、契約書第 36 条第 5 項の規定に基づき、直ちに修補をしなければならない。

なお、修補の期限及び修補完了の検査については、契約書同条第 2 項に規定する検査員（以下「検査員」という。）の指示に従うものとする。

18 成果物

(1) 業務完了後 15 年間は受注者において成果物の図面を保存する。ただし、監督員が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りではない。

(2) 設計図書において、使用する製品（グレードを含む。）や工法等を定める場合は、一般名称、標準仕様書に基づく種別、J I S 規格及び J A S 規格の型番等の記載によることを原則とす

るが、これらの記載だけでは製品等を特定することが困難な場合又は設計図書の作成が著しく非効率となる場合に限り、以下に従い、参考として製造者名及び型番等を記載することができる。

ア 原則、記載する製造者数は3者以上とし、記載した製造者の少なくとも1者以上の型番等を記載する。

イ 製造者名及び型番等を記載する場合は、同等品以上の採用を認める旨の注書を併記する。ただし、設計上の理由で製品等を指定（特定）する必要がある場合は、この限りではない。

- (3) 受注者は、本仕様書に部分引渡しの指定がある場合又は監督員が指示し、これを承諾した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。

19 電子納品等

- (1) 本業務は電子納品の対象業務とする。電子納品は「京都市都市計画局電子納品（建築設計業務）要領(案)」に基づき行うものとし、本業務の電子納品対象書類は、次のとおりである。

設計図、基本設計説明書、計画通知図書、構造計算書、防災計画書、内訳書及び代価表、各種計算書、省エネルギー関係計算書、実施設計説明書

- (2) 図面等をCADにより作成する際は、建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の最新版により作成するものとする。

- (3) 電子納品の成果物は、電子媒体（CD-R等）で正副各1部提出する。

- (4) 電子納品の成果物の提出の際には、電子成果物作成支援・検査システム（国土交通省大臣官房官庁営繕部）により、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行いウイルスが存在していないことを確認したうえで提出するものとする。

- (5) その他、電子納品に関する詳細な取扱については、監督員と受注者と協議のうえ、決定する。

20 検査

- (1) 受注者は、業務が完了したとき、及び部分払を請求しようとするときは、検査を受けなければならない。

- (2) 受注者は、検査を受ける場合は、あらかじめ成果物その他検査に必要な資料を整備し、監督員に提出しておかなければならない。

- (3) 検査日時及び検査場所は、受注者から完了通知書が提出された後、検査員が決定する。

- (4) 検査員は、受注者立会いのうえ、次に掲げる検査を行うものとする。

ア 成果物の検査

イ 業務履行状況の検査（業務の状況について、打合せ記録等により検査を行う。）

- (5) 部分引渡しを行う場合は、前各号において「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と読み替えて、これらの規定を準用する。

21 引渡し

受注者が引き渡す成果物は、別表5のとおりとする。

22 引渡し前における成果物の使用

受注者は、契約書第38条の規定に基づき、成果物の全部又は一部の使用を承諾した場合は、使用同意書を発注者に提出するものとする。

23 契約不適合責任

- (1) 計画通知図書の審査及び建築物等の完了検査の結果、建築基準関係規定に適合しないことが認められたときは、受注者の負担により責任をもって適法な図面とする。ただし、計画の変更に係る措置（設計段階では予測不可能な施工上の条件等の変更及び施工者による施工不

- 良等による計画の変更等を除く。)については、発注者と受注者との協議によるものとする。
- (2) 計画通知手続完了後における計画の変更については、構造計算を再度行う必要がない程度のもの等については、受注者はこれに必要な業務を発注者に委任する。また、構造計算を再度行う必要がある計画の変更等については、発注者はこれに必要な業務を受注者に追加で発注する。

なお、前号ただし書きの規定による計画の変更については、発注者と受注者との協議によるものとする。

24 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議によるものとする。

25 業務連絡網

(京 都 市)

受注者 →← 都市計画局公共建築部公共建築建設課 →← 消防局総務部部施設課

(参考) 図面目録

本項は、委託料を算定するにあたって本市が想定した図面目録を参考に示すものであり、委託する実施設計の成果を拘束するものではない。よって、実施設計の成果として、本図面目録と異なる内容の成果物となることは差し支えないものとする。また、実施設計の成果物が本図面目録と異なる場合でも、設計変更の対象としない。ただし、設計条件が著しく変更となった場合は、協議によるものとする。

※ 本書第1章-5-(2)-アに係る想定図書

工事区分	図面名称	枚数	備考
建築意匠	図面目録（建築、電気、機械）	1	
	特記仕様書	3	CADデータ交付
	付近見取図	1	
	配置図	1	
	仮設計画図	3	
	現況解体撤去図	1	
	外構撤去図	1	
	解体撤去参考図	2 1	既存図あり
	解体撤去後整地整備図	1	
電気設備	解体撤去図（屋外）	1	既存図あり
	解体撤去図（屋内）	4	既存図あり
	機器表	1	
機械設備	解体撤去図（屋外）	2	既存図あり（空調設備・ガス配管）
	解体撤去図（屋内）	4	既存図あり（空調設備・ガス配管）
	機器表	1	

※ 備考欄の「既存図あり」は、CADデータではなく、画像データを提供するものとする。

別表1-1 基本設計に係る一般業務の内容及び範囲

別表1-2 実施設計に係る一般業務の内容及び範囲

別表2 追加業務の内容及び範囲

別表3-1 設計業務委託の範囲の補足（建築）

別表3-2 設計業務委託の範囲の補足（設備）

別表4 適用基準等一覧

別表5-1 成果物一覧（建築）

別表5-2 成果物一覧（設備）

別表 1－1 基本設計に係る一般業務の内容及び範囲

項目		業務内容	適用	備考
設計条件等の整理	条件整理	耐震性能や設備機能の水準など発注者が提示するさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。	全部	
	設計条件の変更等の場合の協議	発注者が提示する要求の内容が不明確若しくは不適切な場合若しくは内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、発注者に説明を求め又は発注者と協議する。	全部	
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。	全部	
	計画通知申請に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、計画通知申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。	全部	
上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。	全部	
基本設計方針の策定	総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、そのうえで業務体制、業務工程等を立案する。	全部	
	基本設計方針の策定及び発注者への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、発注者に対して説明する。	全部	
基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、発注者と協議のうえ、基本設計図書を作成する。	全部	
概算工事費の検討		基本設計図書に基づく工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。	全部	
基本設計内容の発注者への説明等		作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、基本設計図書を発注者に提出し、設計意図及び基本設計内容の総合的な説明を行う。	全部	

＜適用欄の凡例＞

全部：当該項目の業務内容の全てを受注者の業務とする。

部分的：当該項目の業務内容を部分的に受注者の業務とする。

対象外：当該項目の業務内容の全てを受託者の業務としない。

別表 1－2 実施設計に係る一般業務の内容及び範囲

項目		業務内容	適用	備考
要求等の確認	発注者の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、発注者の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。	全部	
	設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、発注者の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、発注者と協議する。	全部	
法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。	全部	
	計画通知申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、計画通知申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。	全部	
実施設計方針の策定	総合検討	意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。	全部	
	実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、発注者と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本的事項を確定する。	全部	
	実施設計方針の策定及び発注者への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、発注者に説明する。	全部	
実施設計図書の作成	実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、発注者と協議のうえ、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様並びに工事材料、設備機器等の種別及び品質並びに特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法施工管理の方法等）を具体的に表現する。	全部	

	計画通知申請図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な計画通知申請図書を作成する。	全部	
概算工事費の検討		実施設計図書に基づく工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。	対象外	
実施設計内容の発注者への説明等		作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について発注者の意向を確認する。また、実施設計図書を発注者に提出し、設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。	全部	

<適用欄の凡例>

全部：当該項目の業務内容の全てを受注者の業務とする。

部分的：当該項目の業務内容を部分的に受注者の業務とする。

対象外：当該項目の業務内容の全てを受託者の業務としない。

別表2 追加業務の内容及び範囲

業務内容	業務概要	適用	備考
計画通知手続業務	申請手続、詳細協議	全部	申請図書の作成は一般業務に含む。
構造計算適合判定に係る手続	申請手続、詳細協議	全部	
建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手続	申請手続、詳細協議	全部	
建築基準関係規定に係る申請手続	申請手続、詳細協議	全部	
各種条例等による手続 (事前協議、申請図書の作成、申請手続及びこれに付随する詳細協議)	京都市中高層建築物等に係る住環境の保全及び形成に関する条例手続(標識看板の作成、設置報告書の届出)	対象外	
	景観地区内における認定等、京都市風致地区条例による許可、京都市眺望景観創生条例による認定等	全部	
	京都市地球温暖化対策条例による手続 ☒ 特定建築物排出量削減計画書の届出(CASBEE 京都) ☐ 地域産木材利用届出 ☒ 再生エネルギー利用設備設置届 ☐ 緑化計画書の届出	部分的	
	京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例による手続	全部	
	京都市雨水流出抑制対策実施要綱による協議	全部	
	建設リサイクル法による届出	対象外	
積算業務	積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料等の作成	全部	
透視図作成	A3着色 外観1面、内観1面	全部	
模型製作	縮尺() 主要材料() ケースの有無() 材質()	対象外	
概略工事工程表の作成		全部	
保全資料の作成	定期点検に要する図書の作成、施設台帳の作成	全部	
テレビ電波電界強度調査	アンテナ設置ポイントにてテレビ電波電界強度測定を行い、アンテナでの受信の可否を確認する。	全部	
テレビ電波受信障害地域調査	近隣家屋へのテレビ電波受信障害発生範囲の机上検討を行う。	対象外	

<適用欄の凡例>

全部：当該項目の業務内容の全てを受注者の業務とする。

部分的：当該項目の業務内容を部分的に受注者の業務とする。

対象外：当該項目の業務内容の全てを受託者の業務としない。

別表第3-1 設計業務委託の範囲の補足（建築）

委 託 内 容		該当印	業 務 概 要
基 本 設 計	計画に関する調査協議	○	敷地及び周辺状況の調査及び補足測量
			関係法令の調査、関係官公署との協議
			事業所管理局の要望及び施設利用条件の整理
	敷 地 調 査 等 (注1)	○	類似施設調査（本市以外、複数）
			既存施設及び付近の現況調査 (建物・備品類（各教室等の床・天井・壁の現況写真を含む）、人及び車の通行量等)
			現況敷地の平面・高低、横断断面等の調査・測量及び図面の作成
			真北測定
	計 画 ・ 検 討	○	計画の経済性、施工性、安全性、機能性等の比較検討
			使用材料（耐久性、性能、意匠、実績、市場性）の比較検討
			各種技術資料の収集と比較検討
		—	耐震仕様の検討
			環境対策・省エネ・省資源の検討（計算書含む）
		○	周辺環境との調和、意匠に関する検討
			C A S B E E 京都による検討
		○	工事中及び施設運営時の近隣への影響調査
			仮設計画、工事スケジュール計画及び工事手順計画（仮使用認定の有無の検討を含む）
	配 置 計 画 の 検 討	○	敷地利用計画（外構計画も含む）
	設 計 説 明 書 の 作 成	○	実施設計方針（調査・協議・計画・検討のまとめ）
		○	計画概要・基本設計図 等
		○	京都市公共建築デザイン協議会等の説明資料
	工 事 費 概 算 書 の 作 成	○	種目及び主な科目毎の概算（工事費配分計画を含む）
実 施 設 計	基 本 設 計 の 点 検	○	計画地の詳細調査、関係法規の確認、設計条件の詳細把握
		○	基本設計内容（配置計画、平面計画、意匠計画の再検討、構造計画等）の点検
	設 計 ・ 検 討 ・ 調 整	○	基本設計の点検結果に基づく設計条件の確定・設計条件確定のための協議
			他工事との調整（工事区分、設備機器の納まりの調整、設備機器の維持管理のための検討）
			基礎構造等の比較検討
			仮設計画の検討・設計

				コストプランニング
	意匠	設 計 図 の 作 成	○	特記仕様書、工事区分表、参考材料メーカー一覧表、 付近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図、 仕上表、屋外図、矩計図、平面・部分詳細図、 展開図、伏図、建具表、撤去図、仮設計画図、 スケジュール及び施工手順他
		積算資料の作成	○	数量調書（拾い書・集計書・内訳書・代価表他） 参考見積の収集、参考見積比較表
	構 造	設 計 図 の 作 成	○	構造計算書（計算書及び技術資料収集）
		積算資料の作成		伏図、軸組図、断面詳細図、架構図他
		積算資料の作成	○	数量調書（拾い書・集計書・内訳書・代価表他） 参考見積の収集、参考見積比較表
	計画通知等の作成		○	計画通知書（注2）、現況調査書（法第12条5項）等の作成（不適格建築物の現地計測等を含む）及び申請手続き
			○	計画通知関連の関係官庁との事前協議
			○	建築基準法第56条の2に基づく許可申請書の作成、協議及び申請手続き
			—	中高層建築物の条例に基づく標識看板の作成、届出書説明資料、報告書の作成
			○	C A S B E E 京都による検討（注3）
			○	建築物省エネ法に基づく省エネルギー関係計画書の作成及び申請手続き（注3）
			○	景観関係規制、バリアフリー条例、開発非該当申請（許可不要）等の協議及び申請手続き
			○	雨水流出抑制対策要綱に基づく協議書の作成及び協議
			—	特定建築物排出量削減計画書
			—	防災評定手続き
	屋 外 付 帯 工 事 設 計		○	配置・平面・立面・断面・仕上・数量調書他（拾い書・集計書・内訳書・代価表他）
	解 体 工 事 設 計		○	解体撤去図、数量調書（拾い書・集計書・内訳書・代価表他）（注4）
	設 計 説 明 書 の 作 成 等		○	設計、検討、調整等のまとめ
				基礎構造、構造計画のまとめ
				計画概要、配置計画、建築計画等のまとめ

	各種資料の作成	○	許認可を所管する処分庁等が要求する説明資料の作成 施設別の面積表、色分け平面図等施設管理及び国庫補助の申請に必要な図書等の作成
その他	透視図	○	A3(着色)、外観1面・内観1面
	完成模型	—	別紙仕様による
	地盤調査報告書	—	別紙仕様による
	保全資料の作成	○	「施設保全の手引き」作成

(注1) 敷地及び周辺状況の調査及び測量は、基本計画等の調査結果を確認し、誤りが認められる場合は修正し、正しい敷地の状況を把握するとともに、敷地境界線変更手続きに必要な敷地面積を把握するための測量及び測量図の作成を含むものとする。

(注2) 構造計算適合性判定が必要となる場合、手数料は1回を限りとして本市が別途支払う。なお、受注者の責任により再度適合性判定が必要となった場合は、受注者が負担する。

(注3) 届出義務の有無にかかわらず作成する。(増築)

(注4) 現況調査のうえで、撤去図の作成、撤去数量積算を行い、内訳書を作成する。

別表第3-2 設計業務委託の範囲の補足（設備）

委 託 内 容		該当印	業 務 概 要
基本設計	計画に関する調査協議	○	現地調査、企業者協議（電力・電話・ガス・上下水道）
			関係法令の調査、関係官公署との協議
			事業所管理局の要望、施設利用条件の整理
			既存施設及び付近の現況調査（設備）
	計 画 ・ 検 討	○	類似施設調査（本市以外、複数）
			設備方式の検討（比較検討を含む）
			技術資料の収集、使用機材の検討
			計画数値の検討、主要機器概算容量の算出
		○	耐震仕様の検討・環境対策・省エネ・省資源の検討
		○	維持管理（資格者、法定・自主点検等）の検討
		○	CASBEE京都による検討
			省エネルギー計算書の検討
	配 置 計 画 の 検 討	○	設備スペース、主要機材の配置、主要機器搬出入経路
			他工事との調整
		○	通信システム等設備取付位置の検討
	設 計 説 明 書 の 作 成	○	実施設計方針（調査・協議・計画・検討のまとめ）
	工 事 費 概 算 書 の 作 成	○	設備中科目毎の概算
実施設計	基 本 設 計 の 点 検	○	関係法規の確認、利用条件の把握、基本設計内容の総点検と修正等
	計画に関する調査協議 計 算 書 の 作 成 設 計 ・ 検 討 ・ 調 整	○	設備方式・使用機材・配置計画等の点検、省エネ・環境負荷等の比較検討資料の作成
		○	各種機材の容量算出、幹線計算（既設非改修部分含む）、設備容量の検討等
		○	基本設計の点検結果に基づく設計条件の確定・設計条件確定のための協議
			機材配置の検討、工事区分の検討、他工事との調整
			コストプランニング
	設 計 図 書 の 作 成	○	特記仕様書、標準仕様書、工事区分表、付近見取図、配置図、系統図、平面図、詳細図、姿図、機器仕様、盤結線図、塗装図、スケジュール及び施工手順他
	積 算 資 料 の 作 成	○	数量調書（拾い書・集計書・内訳書・代価表他）

			参考見積の収集、参考見積比較表
	計 画 通 知 等 の 作 成	○	計画通知書の作成（設備関係）
		○	許認可申請等の作成
		○	関係官庁との事前協議（公害・排水槽・消防・景観他）
		○	省エネルギー関係計算書（上記に含む）
	解 体 撤 去 工 事 設 計	○	解体撤去図、数量調書等（拾い書・集計書・内訳書・代価表他） （注1）
	設 計 説 明 書 の 作 成	○	調査・協議・検討・配置計画等の作成（設計方針）
			計画概要書・計画書・設計書 等

（注1）現況調査のうえで、撤去図の作成、撤去数量積算を行い、内訳書を作成する。

別表4 適用基準等一覧

＜設計に関するもの＞	
ア 建築設計基準	
イ 建築構造設計基準	
ウ 構内舗装・排水設計基準	
エ 建築工事標準詳細図	
オ 建築設備計画基準	
カ 建築設備設計基準	
キ 雨水利用・排水再利用設備計画基準	
ク 木造計画・設計基準	
ケ 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編)	
コ 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編・電気設備編・機械設備工事編)	
サ 公共建築木造工事標準仕様書	
シ 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編・機械設備工事編)	
ス 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	
セ 敷地調査共通仕様書	
ソ 建築設備耐震設計施工指針	(一財) 日本建築センター
タ 建築設備設計・施工上の運用指針	(一財) 日本建築設備・昇降機センター
チ 平成28年省エネルギー基準に準拠した算定・判断方法及び解説	(一財) 建築環境・省エネルギー機構
ツ 防災設備に関する指針	(一財) 日本電設工業協会
テ 昇降機技術基準の解説	(一財) 日本建築設備・昇降機センター
ト 給排水設備技術基準・同解説	(一財) 日本建築センター
ハ 換気・空調設備技術基準・同解説	(一財) 日本建築設備・昇降機センター
ヒ 換気用耐火二層管工法の設計施工指針	(一財) 日本建築センター
フ ガス機器の設置基準及び実施指針	(一財) 日本ガス機器検査協会
ヘ 業務用ガス機器の設置基準及び実施指針	(一財) 日本ガス機器検査協会
ホ 新・排煙設備技術指針	(一財) 日本建築センター
マ 浄化槽の構造基準・同解説	(一財) 日本建築センター
ミ 消防用設備等の運用基準	京都市消防局
ム 京都市公共建築デザイン指針	京都市都市計画局公共建築部
メ 京都市公共建築物脱炭素仕様	京都市都市計画局公共建築部
＜積算に関するもの＞	
ア 公共建築工事積算基準	
イ 公共建築工事共通費積算基準	
ウ 公共建築工事標準単価積算基準	
エ 公共建築数量積算基準	
オ 公共建築設備数量積算基準	
カ 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編・設備工事編)	

キ 京都市都市計画局「公共建築工事積算基準」等の補足	京都市都市計画局
<その他>	
京都市版建築法令実務ハンドブック	

※ 上表において特記なきものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものを適用すること。

※ 上表において特記なきものは、最新版を適用すること。

別表 5-1 引渡し成果物一覧（建築）

該当印	名 称	備 考
基本設計		
○	工事費概算書	
○	基本設計説明書（計画図、検討書）	A3 サイズ、設備と合冊
○	現況調査報告書	現況図、現況写真、
○	法令調査報告書	
○	外壁等調査報告書	
実施設計		
○	各種許認可申請書、届出書	控えは申請、届出前に提出 原本及び電子データで納品
—	法第 12 条第 5 項による報告書	〃
○	計画通知関連の事前協議書	〃
○	設計図（意匠図・構造図）	電子データ及び製本で納品
—	耐震診断結果報告書	作成した電子データ、電算入力データ、報告書の PDF 共
—	耐震診断判定書等	
○	計画通知等	控えは申請、届出前に提出 原本及び電子データで納品
○	日影図等	
○	雨水流出抑制対策要綱に基づく協議書	控えは申請、届出前に提出 原本及び電子データで納品
○	省エネルギー関係計算書	
○	C A S B E 京都（設備部分を含む）	
—	仮使用認定申請書	控えは申請、届出前に提出 原本及び電子データで納品
—	工事費概算書	
○	数量積算書・集計表	拾い図共
○	参考見積書（機材メーカー）	宛先：京都市長
○	参考見積比較表	
○	内訳書・代価表（R I B C 2）	
○	協議記録（関係官公署 他）	
○	打合せ記録（監督員）	
○	各種技術資料・検討記録	
○	実施設計説明書	設備と合冊
—	特定建築物排出量削減計画書	
—	防災評定手続き	
その他		
○	透視図及びカラーコピー （ラミネート加工）	指定箇所 A3 版
○	施設保全の手引き	設備と合冊
—	模型及びカラー写真	

- ※ 成果物は原則電子データとし、オリジナルデータ及びPDFで納品する。
 - ※ CAD電子納品はオリジナルCAD、SXF、jww、及びPDFとし、いずれの形式も同等の出力が可能なるよう、線の太さ等の設定を行うこと。
 - ※ 設計図のPDFデータは、当課にて決定処理された工事設計図を入力したCD-Rを提出する。
 - ※ 原本が必要な成果物は、A4版のファイル（表紙と背表紙にタイトル付）にて提出する。
 - ※ 内訳書・代価表は、営繕積算システムRIBC2（国土交通省大臣官房官庁営繕部推薦）によって入力したCD-Rを提出する。RIBC2プログラムは受注者が準備し、京都市より貸与する名称ファイル等データと合わせて入力作業を行う。
 - ※ 実施設計図の原紙サイズは【A2サイズ】とする。
 - ※ 実施設計図の製本は、当課にて決定処理された工事設計図の複写で、
【A3サイズ（表紙、背表紙にタイトル印刷付製本）：7部】とする。
なお、解体工事と新築工事を分けて行うため、それぞれの工事について上記部数を納品すること。
- （参考） RIBC2プログラム問合せ先
 （一財）建築コスト管理システム研究所
 〒105-0003 東京都港区西新橋 3-25-33 フロンティア御成門ビル5階 TEL：03-3434-1530 FAX：03-3434-5476

別表第5－2 引渡し成果物一覧（設備）

該当印	名 称	備 考
基本設計		
○	工事費概算書	
○	基本設計説明書（計画図、検討書）	A3サイズ、建築と合冊
○	現況調査報告書	現況図、現況写真
○	法令調査報告書	
○	外壁調査報告書	
○	電気設備工事の既存図	
○	機械設備工事の既存図、機器表	
実施設計		
○	設計図（設備図）	電子データ及び製本で納品
○	数量調書（拾い書・集計書・内訳書・代価表他）	拾い図共
○	参考見積書（機材メーカー）	あて先：京都市長
○	参考見積書比較表	
○	各種計算書	
—	テレビ電波受信障害地域調査報告書	
○	打合せ記録（関係官公署・企業者他）	
○	各種技術資料・検討記録	
○	打合せ記録（監督員）	
○	計画通知等の作成（設備関係）	建築に含む
○	計画通知関連の事前協議書	〃
○	計画通知関連の設置予定書	〃
○	機器台帳	
○	省エネルギー関係計算書	
○	実施設計説明書	建築と合冊

- ※ 成果物は原則電子データとし、オリジナルデータ及びPDFで納品する。
- ※ CAD電子納品はオリジナルCAD、SXF、jww、及びPDFとし、いずれの形式も同等の出力が可能なよう、線の太さ等の設定を行うこと。
- ※ 設計図のPDFデータは、当課にて決定処理された工事設計図を入力したCD-Rを提出する。
- ※ 原本が必要な成果物は、A4版のファイル（表紙と背表紙にタイトル付）にて提出する。
- ※ 内訳書・代価表は、営繕積算システムRIBC2（国土交通省大臣官房官庁営繕部推薦）によって入力したCD-Rを提出する。RIBC2プログラムは受注者が準備し、京都市より貸与する名称ファイル等データと合わせて入力作業を行う。
- ※ 実施設計図の原紙サイズは【A2サイズ】とする。
- ※ 実施設計図の製本は、当課にて決定処理された工事設計図の複写で、
【A3サイズ（表紙、背表紙にタイトル印刷付製本）：電気・機械各7部】とする。
- なお、解体工事と新築工事を分けて行うため、それぞれの工事について上記部数を納品すること。
- （参考） RIBC2プログラム問合せ先は前頁を参照のこと。



既存建物解体撤去に伴う電気設備解体撤去工事基本方針

本方針は、解体工事に関わる電気設備の設計において、基本的な考え方を示すものである。
特に有害物質が含まれる機器や地中埋設配管等は、適切に撤去するよう注意する。

1 図面

- ・ 「2 積算対象」となる機器・配管・配線等のみ、現場と既存図面（マイクロ図面）に相違がないかを確認する。相違がない場合は既存図面を貼付け、相違がある場合は新たに図面を作成する。
- ・ 「7 図面注記」を記載する。
- ・ 切り回しが必要な場合は、切り回しの図面を作成する。

2 積算対象

	対象機器等	備考
配 管 類	地中埋設配管・配線、ハンドホール	全ての強電・弱電
	鋼管柱・コンクリート柱	引込柱・外灯等
	上記に伴う土工事及び基礎	建築側で解体しない場合は、電気側で積算する。
機 器	自立盤 (発電機やキュービクルを含む)	・ 自立盤であれば盤の大小に関係ない。 ・ 発電機やキュービクル等も積算対象。 ・ 撤去歩掛は、プルボックス相当で積算する。 ・ 単独重量 100kg 以上は、搬出費を積算する。
	自立盤のコンクリート基礎	建築側で解体しない場合は、電気側で積算する。
	受変電機器 高圧ガス開閉器 (PGS、GCB)	S F 6 など有害物質を含む可能性のあるものに限る。
	受変電機器 絶縁油を使用するトランス・コンデンサ・リアクトル等	P C B の有無に関わらず、積算する。
	低圧進相用フィルムコンデンサ	主に動力盤内に設置され、P C B を含む可能性のあるものに限る。
	照明器具 (蛍光灯、水銀灯のみ積算対象)	水銀を含まない白熱灯・L E D 照明は積算対象外とする。
	煙感知器	イオン化式以外の定温式感知器等は、積算対象外とする。

3 処分費

「2 積算対象」となる機器・配管・配線等のみ、計上する。

(1) 処分費対象（代表的な対象品目を示す）

ア 金属屑	照明器具、受変電機器、発電機 地中埋設配管（P E）
イ 廃プラスチック	地中埋設配管（F E P、H I V E）、感知器、電線被覆
ウ コンクリートがら(有筋)	ハンドホール、コンクリート柱、自立盤基礎
エ 蛍光管	蛍光灯管球、水銀灯ランプ
オ ナゲット処理	故材対象となる電線、ケーブル（被覆を含めた重量）
カ 廃油	変圧器、進相コンデンサの絶縁油（P C Bの含まれていないもの）

(2) 重量の算定

- ・ 重量根拠は、別紙による他、メーカーカタログのコピー等を添付する。
- ・ 盤等は、表面積（6 面）に単位重量を乗じたものとする。

4 故材費

「2 積算対象」となる機器・配管・配線等のみ、計上する。

(1) 故材費対象（代表的な対象品目を示す。）

ア 鉄くず（H 2）	鋼板製盤、キュービクル、ハンドホール蓋、鋼製電線管、鋼管柱
イ 鉄くず（H 4）	ワイヤーロープ類（電柱支線等）
ウ ステンレスくず（SUS304）	S U S 製盤
エ 2 号銅線	電線、ケーブル

(2) 重量の算定

- ・ 重量根拠は、別紙による他、メーカーカタログのコピー等を添付する。
- ・ 盤等は表面積（6 面）に単位重量を乗じたものとする。その場合の板厚は次のとおり。

鋼板製キュービクル	t=2.3mm
鋼板製盤	t=1.6mm
S U S 製盤	t=1.2mm

(3) その他

- ・ 1 号銅線も 2 号銅線とみなす。

5 P C B 調査

(1) 設計時点で明らかに P C B の有無が分かっているもの

P C B 含有が認められる物は、依頼局にて保管対応を行うこととし設計には含まない。P C B 含有が認められない物は、「P C B 含有調査済 P C B 含有無し」を記載する。

(2) 設計時点でPCBの有無が分かっていないもの（変圧器・進相コンデンサ・照明器具等）

現地調査を行い、機器に表示されている製造者、型番、製造番号をもとに製造メーカーにPCB含有の調査を行う。

行った結果、PCB含有が認められた場合、PCB含有であることを記載する。その場合、可能な限り製造メーカーから証明書を発行してもらう。

含有の有無が分からない変圧器・進相コンデンサは、「PCB含有調査要」を記載し調査費を計上し、PCB含有が認められない場合を想定して機器処分費を計上する。

含有の有無が分からない照明器具は、PCB含有が認められない場合を想定して機器処分費を計上する。

6 その他の建設副産物

(1) イオン式煙感知器

製造メーカー等に送付し適切に処理することを記載する。

(2) 六フッ化硫黄ガス（SF₆）を使用した機器（開閉器等）

「六フッ化硫黄ガス回収処理要」を記載し、製造メーカーからガス回収（処分）費、運搬費の見積書を徴収し計上する。

(3) アスベスト

発電機のカスケット類など、含有の疑いのあるものは製造メーカーに問合せ、図面に記載する。

(4) 二次電池

- ・鉛蓄電池は、仕様等を図面に記載の上、製造メーカーに処理費の見積書を徴収し計上する。
- ・非常照明、誘導灯、受信器などの機器に付属する小型二次電池については、費用を計上しない。

(5) 発電機

製造メーカーに、アスベストや二次電池なども含めた処理費及び引取りの運搬費の見積書を徴収し、計上する。小型のものは、場合に応じて金属くずで重量を計上する。

7 図面注記

(1) 解体撤去工事（電気図面に共通で特記する）

本図面は、解体対象の設備のうち、有害物質を含んでいる機器等を適切に処分するために平面図等へ位置を示している。本図面に記載が無くても当該建物を解体するにあたり付属している諸設備の機器及び配管配線については、建物の内外に関わらず全て撤去を行い適切に処分すること。

また、地中埋設配管配線、外灯基礎等の撤去については、地中に残置することのないように配置図等へ位置を示しているので、注意して撤去すること。

(2) PCB含有の疑いがある設備を撤去する場合

撤去する機器が「使用済PCB電気機器」に該当するか調査を行い、「廃棄物処理法」等関係法令を遵守し処理するとともに、以下に従い適切に処理する。

- (1) 撤去した照明器具、受変電設備等（変圧器、コンデンサ）等は、PCB使用の有無を確認し、その全リスト（機器名、形式、PCBの有無、台数等）を監督員に提出する。
- (2) 工事の際に撤去する高圧機器絶縁油のPCB含有分析試験を行うこと（試験は特定計量証明業者により行うものとする）。試験の対象となる機器は図中特記による。図中特記したもの以外にPCB含有の疑いのある機器が見つかった場合は、監督員に報告し、指示を受けること。PCBの含有量が環境省令第23号に基づく基準値（当該廃油に含まれるPCBの量が試料1kgにつき0.5mg）以下であれば、受注者にて高圧機器と絶縁油の撤去、処分を適正に行う。
 - ・ PCB含有分析試験を行う際には、分析結果が出るまで当該機器を回路から取り外さないこと。（停電状態かつ遮断器は開放状態とするが、機器を回路から取り外して移動させないこと。）分析の結果、PCBが含有されると判明した場合は、保管箱が納入または支給されるまで回路から取り外さないこと。（当該廃棄物の管理責任者との協議により、監督員の指示が別途ある場合は、それに従うこと。）
- (3) PCB含有物廃棄物（安定器のコンデンサ等含有物とみなすものを含む）は、ビニル袋等に梱包のうえ、金属製保管箱（別途）（本工事で納入する保管箱の対象となる機器は図中特記による）に収納し、監督員の指示に従い所定の場所に搬入する。保管箱は廃棄物処理法およびPCB廃棄物の運搬容器のガイドライン等に準拠したものとする。保管箱には「PCB汚染物」と記したラベルを5面に添付する。
- (4) 工事エリア内で一時保管する場合は、保管位置、梱包・養生の状態等を監督員に報告する。また、特別管理産業廃棄物保管基準等に従い掲示板を設置すること。
- (5) その他撤去機器については、受注者にて適正に処置する。

(3) 解体撤去にあたり申請手続きが必要な場合

本工事に必要な官公署、電力会社等への申請（廃止）手続きは受注者が行う、その費用は本工事に含む。

又は

本工事に必要な官公署、電力会社等への申請（廃止）手続きは施設管理者が行うが、受注者は申請に必要な書類等の作成を行い、その費用は本工事に含む。

(4) 受変電設備の停電を伴う場合

高圧部の停電にあたっては、電気主任技術者の立会いのもとに作業を行うこと。電気主任技術者の立会費用は本工事に含む。

(5) 蓄電池等その他機器を撤去する場合

・ その他（ランプ類、小型二次電池並びに機器、材料等）

その他撤去した電気設備の器具、材料等の処理等については、解体共仕（3.4.1(1)）により再資源化すること。

既存建物解体撤去に伴う機械設備解体撤去工事設計方針

建築一括発注する建築物のとりこわし工事（解体工事）において、建築物に付属する機械設備類に対する図面作成及び積算は、「建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（以下、「解体共仕」という。）によるほか、下記の各項目に従い実施する。

1 図面

（１）図面に明記すべき項目

図面には、発注者及び受注者双方が適正に積算を行える情報をすべて記載するものとし、概ね下記項目を記載する。

ア 撤去機器等の位置がわかるもの（平面図等）

基本的には建築の平面図とは別で作成する。

イ 撤去機器等の仕様、数量がわかるもの（機器表等）

機器表には可能な限り既設機器の製造者名や型番を記載する。

可能な限りフロン等の種類、量、処理方法を記載する。

アスベスト含有品は、その旨を明記する。

ウ 撤去する配管やダクト類の位置、仕様がわかるもの（平面図等）

機械設備として撤去積算する配管、ダクト類は全て記載する。

アスベスト含有箇所・範囲は、その旨を明記する。

建築のとりこわし工事で同時に撤去される配管、ダクト類についても、可能な限り記載する。

屋外排水桝については、桝リストを作成し、桝の大きさ及び深さを記載する。

エ 給排水、ガスの末端処理方法及び位置がわかるもの（平面図、配置図等）

必要な手続きについても記載する。

オ 設備工事単独で必要な仮設足場等の位置及び仕様がわかるもの（平面図）

（２）その他

図面は既存図面（マイクロ）を使用してもよいが、現場と相違する場合や既存図面がない場合は、新たに図面を作成する。

ただし、図中特記により必要な情報が与えられる場合には、必ずしも新規に図面を作成する必要はない。

2 積算

（１）共通事項

積算の対象とするか否かは、撤去するに当たり、建築物をとりこわす手間とは別に手間をかける

必要があるか否かで判断する。

（２）積算対象の設備

ア 機器類

積算の対象とする機器類は、概ね下記のとおりとする。

なお、単独機器質量が 100kg 以上のものについては、別途場外搬出に係る費用を計上する必要がある。

- ・ 空気調和設備（室内設置機器類含む）、換気設備
- ・ 空調用ポンプ類、タンク類、ヘッダー類
- ・ 自動制御機器のうち自動制御盤及び中央監視盤
- ・ 揚水ポンプ、給水ポンプユニット、深井戸ポンプ、給湯循環ポンプ、消火ポンプ、汚物ポンプ、汚水ポンプ、雑排水ポンプ等のポンプ類
- ・ ボイラー、温水発生機、ガス湯沸器等の給湯機器類
- ・ 受水槽（ＲＣ製除く）、高架水槽、給湯用タンク、消火用充水タンク等の水槽類
- ・ 屋内消火栓箱、屋外消火栓箱等の消火設備
- ・ 設備機器類据付用の鋼製架台類
- ・ その他

イ 衛生器具類

便器、手洗器等の衛生陶器類（ただし、和風大便器のように大規模なはつりを伴うものを除く）

※ 化粧鏡及び水栓類については、特別な手間をかけずに撤去されてしまうと考えられるため、積算の対象としない。

ウ 配管類

積算の対象とする配管類は、概ね下記のとおりとする。

（ア）屋内配管

基本的には、全ての屋内配管は建築物のとりこわし時に特別な手間をかけずに撤去されてしまうと考えられるため、積算の対象としない。ただし、下記の場合に限っては別途積算を行う。

- ・ 蒸気配管や給湯配管等において保温材にアスベストが含有されている可能性がある場合で、当該部分（エルボ等）のみもしくは当該配管全てを除去する場合
- ・ フランジパッキンとしてアスベストパッキンが使用されている可能性がある場合で、当該部分のみもしくは当該配管全てを除去する場合

（イ）屋外配管

基本的には屋外配管（埋設配管）は全て積算の対象とする。ただし、建築物基礎解体時に掘削される範囲にあるものは、掘削時に撤去され则认为、積算の対象としない。また、散水栓ボックス、水栓柱、弁類（弁ボックス共）、小口径桝は、撤去配管の一部として取扱うものとし積算の対象としない。

エ ダクト類

基本的には、全てのダクト、ダンパー、キャンパスダクト等は建築物のとりこわし時に特別な手間をかけずに取れてしまうと考えられるため、積算の対象としない。

ただし、アスベスト含有ダクトパッキンが使用されている場合には、当該部分のみもしくは当該ダクト全てを積算の対象とする。

オ その他計上する必要があるもの

上記の他に、別途計上する必要がある項目は、概ね下記のとおりとする。

- ・吸収液（臭化リチウム）の回収、処分等に係る費用
- ・フロンの回収、破壊処理等に係る費用
- ・給水引込みの閉栓処理等に係る費用
- ・下水取付管のキャップ止め等に係る費用
- ・ガス引込みの切離し費用
- ・ガスパージに係る費用（口径80A以上かつ配管延長3m以上）
※上記以外のガス管については、エアーパージのみとし費用は計上しない。
- ・借用メーター撤去、返納に係る費用（市営住宅の場合）
- ・大型クレーン費用・足場設置費用（いずれも機械設備として単独で必要な場合）

（3）積算方法

積算対象設備の撤去積算は、「公共建築工事標準単価積算基準（機械設備工事）」の「撤去工事」による。

3 処分費

- （1）処分費は、2（2）において積算対象とする設備について各重量を材質毎に計上し、建築のとりこわし工事で撤去する配管等については計上しない。
- （2）家電リサイクル法の適用を受ける品目については、法定リサイクル料（消費税等を含まない額）を処分費として計上する。
- （3）廃消火器については、リサイクル扱いとなるため、消火器リサイクルシール費用（消費税等を含まない額）を処分費として計上する。
- （4）アスベストを含有している可能性がある製品（ボイラー等）については、製造者にアスベスト含有の有無を確認し、含有されている場合には、アスベスト含有廃棄物として重量を計上する。
- （5）水栓類、衛生器具類のパッキンやシールは、非飛散性アスベスト含有製品として処分費を計上する。
- （6）故材評価を行うもの以外については、建築工事標準単価表（機械設備工事）に記載されている処分費単価を用いて積算する。
- （7）発生材の運搬、処分費は、元請となる工種（建築工事）でまとめて計上するため、設備工事としては品目別の数量を建築担当に提供する。（RIBC形式で提供してもよいが、最終的には全体

の合計の数量で計上する必要があるため、基本料金単価（一式単価）を使用している場合は注意が必要である。）

4 故材費

故材費は、故材評価金額（負の数字）を処分費として計上することにより積算を行う。

故材評価を行う品目は、下記のとおりとする。ただし、作動油やグリス等で汚損されている機器については、故材評価は行わず金属くずとして処分する。

- （1）ステンレス製ヘッダー、ステンレス製タンク、厨房機器。

5 その他注意事項

- （1）設計に先立ち現場調査を行い、既存建物及び設備の状態を十分確認したうえで設計を行う。
- （2）備品類等、工事に先立ち施設所管局により撤去されるものを確認する。
- （3）上下水引込部の撤去範囲及び復旧方法などについては、事前に管理者と協議を行ったうえ、図面及び積算に反映させる。
- （4）給水管を本管分水栓で閉栓処理する場合で、舗装本復旧費用を後納扱いとする場合には、工事請負費とは別費目の予算が必要となるため、その額及び支払い時期の調整を行う。
- （5）敷地外のガス配管撤去については、原則ガス事業者負担となるため、事前に協議を行ったうえ情報を共有しておく。
- （6）建築、電気、機械一括発注となるため、積算等に重複がないよう、十分調整を行う。

京都市中京消防署西大路消防出張所建替工事 整備スケジュール【想定】

別紙4

(凡例: : 基本設計 : 実施設計 : 工事)

		令和7年度									令和8年度												令和9年度											
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
設計 (本業務)	現西大路消防出張所 解体設計																																	
	新西大路消防出張所 新築設計																																	
工事	現西大路消防出張所 解体工事																																	
	新西大路消防出張所 新築工事																																	

実施設計

★実施設計図面（令和7年9月15日ㄨ）

★内訳書等（令和7年10月10日ㄨ）

基本設計

★基本設計書（令和7年11月30日ㄨ）

実施設計

★実施設計図面（令和8年3月31日ㄨ）

★内訳書等（令和8年4月30日ㄨ）

解体工事

新築工事